

## はりまや橋観光バスターミナル広告掲出要領

高知市では、はりまや橋観光バスターミナル施設内の掲示板への広告物の掲出を受け付けます。

### 1 施設の概要

1 名称	はりまや橋観光バスターミナル	
2 所在地	高知市はりまや町1丁目14番12号	
3 開場時間	6:00～22:00（年中無休）	
4 施設概要	観光・貸切バス乗降場	3台分
	観光・貸切バス駐泊車場	5台分
	空港・高速バス停留所	各1か所
	トイレ	1か所
	待合室	2か所

### 2 広告掲出場所及び掲示板の規格

広告掲出場所は別添「掲出位置図」のとおりです。なお、広告を掲出する掲示板は、ターミナル内の西から1～24の24か所です。8と9については待合室内となります。

掲示板の規格（掲示板の内寸）	たて	119.5 cm	×	よこ	112.0 cm
----------------	----	----------	---	----	----------

### 3 広告掲出期間

申込年度（4月1日から翌年3月31日）にて任意の期間で掲出できます。

### 4 広告掲出料

広告掲出料は、掲出に係る総額をご提案ください。ただし、市が定めた最低価格以上とさせていただきます。

なお、広告掲出のご希望者が重複した場合は、より高い掲出料をご提案いただいた方とさせていただきますので、ご了承ください。

### 5 広告主の制限

高知市広告掲載要綱第6条に規定する広告主の制限に該当しないこと。

- ・ 広告主の制限に該当する疑いが生じた場合には、市が当該事実の調査のために必要な書類等の提出を求めることがあります。それらの書類等の提出を拒んだ場合には、広告掲出を認めない、または広告掲出の許可を取り消すことがあります。

## 6 申込方法

---

所定の様式（申請様式 1， 2， 3）に必要事項を記入し，掲出予定日の 15 日前までに高知市観光振興課へご持参ください。

受付は，土曜，日曜，祝日及び年末年始の休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（ただし，正午から午後 1 時までの昼休み時間を除く。）とします。

## 7 許可について

---

広告主及び掲出内容の制限に該当しなければ，後日許可書及び納付書を発行します。

## 8 その他留意事項

---

- (1) 掲出する広告については，公共の施設であるため，広告主や広告の内容に制限があります。
- (2) 広告の作製，掲出，撤去は広告主の責任と費用負担で行うこと。
- (3) 広告主は，掲出期間が満了するとき，又は使用許可が取り消された場合は，広告主の責任と費用負担で使用掲示板を原状に回復し，市に返還すること。許可なく掲示されている場合は，処分します。
- (4) 広告主は，広告主の責めに帰すべき事由により使用掲示板を滅失又はき損し，その他市に損害を与えたときは，その損害を賠償すること。
- (5) 広告掲出に当たっては，はりまや橋観光バスターミナル条例及び同施行規則並，高知市広告掲載要綱に定めるところによります。

## 9 申込先・問い合わせ先

---

高知市商工観光部観光振興課

〒780-8571 高知市鷹匠町 2 丁目 1 番 36 号

TEL 088-823-9457 FAX 088-823-9415

E-Mail [kc-150300@city.kochi.lg.jp](mailto:kc-150300@city.kochi.lg.jp)

## 10 様式等について

---

高知市観光振興課のホームページに以下の内容を掲載します。

- ・はりまや橋観光バスターミナル広告掲出要領
- ・掲出位置図
- ・広告掲示板仕様
- ・申請様式 1， 2， 3
- ・はりまや橋観光バスターミナル条例
- ・はりまや橋観光バスターミナル条例施行規則
- ・高知市広告掲載要綱